

戸田スタッフサービス株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

■ 計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日

■ 目標と取組内容

目標1 年次有給休暇の取得推進のため年間10日間を取得義務とする

取組内容 令和5年4月～ 取得推進へ向け全社員を対象として説明会および周知
令和6年4月～ 有給休暇10日間取得の推進(電子メール、ホームページ等)

目標2 所定労働時間の削減のため、前年比10%の残業時間の削減を目指す

取組内容 令和5年4月～ 残業状況を把握する
令和6年4月～ 週1回のノー残業デー設定および実施

目標3 管理職における占める女性労働者の割合

取組内容 令和5年4月～ 女性労働者が活躍できる企業であることをPRする